

静岡県道路占用料条例の一部改正【新旧対照表】

「別表 第2条関係」

占有物件		占用料				
		単位	(旧) 金額 (令和3年4月1日施行)	(新) 金額 (令和6年4月1日施行)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	820円	840円		
	第2種電柱		1,300円	1,300円		
	第3種電柱		1,700円	1,700円		
	第1種電話柱		740円	750円		
	第2種電話柱		1,200円	1,200円		
	第3種電話柱		1,600円	1,600円		
	その他の柱類		74円	75円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	7円		
	地下に設ける電線その他の線類		4円	4円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	720円	730円		
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	440円	450円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,500円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620円	630円		
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	7,700円	7,300円		
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	1,500円	1,500円			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	31円	31円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		44円	45円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		66円	67円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		88円	89円		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		130円	130円		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		180円	180円		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		310円	310円		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		440円	450円		
	外径が1m以上のもの		880円	890円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	1,500円	—		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	—	4円
		その他のもの	—	—	15円	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	—	1,200円	
		上空に設けるもの	—	—	750円	
		地下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	—	450円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		—	—	1,500円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	3,900円		3,700円		
	地下に設ける通路	2,300円		2,200円		
その他のもの	1,500円	1,500円				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	77円	73円	
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	770円	730円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	770円	730円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	7,700円	7,300円	
	標識	1本につき1年	1,200円	1,200円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	77円	73円	
		その他のもの	1本につき1月	770円	730円	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	77円	73円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1月	770円	730円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,700円	7,300円		
	その他のもの	—	3,900円	3,700円		
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	1,500円	1,500円		
政令第7条第3号に掲げる施設		—	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	770円	730円		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		—	150円	150円		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架道路(当該路面下の地下を除く。)の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの	—	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		—	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	

備考 : Aは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市の備える固定資産課税台帳に登録された近傍類似の土地の価格を表す。

占用料の変動が占有主体の事業計画に与える影響を少なくするため、既存の許可物件に対しての変化率の上限を20%とする激変緩和措置を設定する。